

軽自動車税 減免申請対象障がい区分表

減免該当区分表

障害の区分		区 分	障害の級別	恩給法
視覚障害		本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特項～第4項
		家族が "	1級～3級及び4級の1	特項～第4項
聴覚障害		本人が運転する場合	2級及び3級	特項～第4項
		家族が "	2級及び3級	特項～第4項
平衡機能障害		本人が運転する場合	3級	特項～第4項
		家族が "	3級	特項～第4項
音声機能障害		本人が運転する場合	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特項～第2項(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
		家族が "		
上肢不自由		本人が運転する場合	1級、2級の1及び2級の2	特項～第3項
		家族が "	1級、2級の1及び2級の2	特項～第3項
下肢不自由		本人が運転する場合	1級～6級	特項～第6項及び第1款～第3款
		家族が "	1級～3級の1	特項～第3項
体幹不自由		本人が運転する場合	1級～3級及び5級	特項～第6項及び第1款～第3款
		家族が "	1級～3級	特項～第4項
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人が運転する場合	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
		家族が "	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	移動機能	本人が運転する場合	1級～6級	
		家族が "	1級～3級(1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
心臓機能障害		本人が運転する場合	1級及び3級	特項～第3項
		家族が "	1級及び3級	特項～第3項
じん臓機能障害		本人が運転する場合	1級及び3級	特項～第3項
		家族が "	1級及び3級	特項～第3項
呼吸器機能障害		本人が運転する場合	1級及び3級	特項～第3項
		家族が "	1級及び3級	特項～第3項
ぼうこう又は直腸の機能障害		本人が運転する場合	1級及び3級	特項～第3項
		家族が "	1級及び3級	特項～第3項
小腸の機能障害		本人が運転する場合	1級及び3級	特項～第3項
		家族が "	1級及び3級	特項～第3項
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		本人が運転する場合	1級から3級	
		家族が "	1級から3級	
肝臓機能障害		本人が運転する場合	1級～3級	特項～第3項
		家族が "	1級～3級	特項～第3項
療 育 手 帳		障害の程度が「A」と記載されているもの		
精神障害者保健福祉手帳		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に定める1級の障害を有するもの		